

# 神戸市立小部小学校いじめ防止等のための基本的な方針



## はじめに

小部小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「小部小学校基本方針」という。）を策定します。

令和 8年4月 改訂

## 1. 目指す子供像

教育目標である「笑顔かがやく小部の子」を実現するために

- 成功体験を多くつませるように授業や行事を計画し、子供の自尊感情を高めます。
- 教職員自身も笑顔で子供に接します。

## 2. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、小部小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

## 3. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 【留意事項】

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認します。  
なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有した上で行います。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、同じ学年・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指します。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応をします。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳

しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処をすることもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、校内いじめ問題対策委員会で情報共有します。

- ⑤ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談通報の上、警察と連携した対応をとります。

#### 【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・感染症に関わることなどで差別的な扱いをうける 等

## 4. 教職員の姿勢と責務

### ①姿勢

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・ 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高めます。
- ・ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・ 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・ いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。
- ・ いじめ防止小中地域会議や広域キャンペーン等で学校の取組を保護者や地域へ発信します。

### ②責務

すべての児童がいじめ等のない環境において、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期発見に努めます。

児童がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第1項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導および支援をします。

## 5. 校内いじめ問題対策委員会

### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- いじめの問題に関する本校職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

## 6. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

### (1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- 授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

### (2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- 仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- 「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- 特別活動、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

### (3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- 全ての教育活動の中で、きまりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。

## 7. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

### (1) 信頼関係の構築

- 日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

### (2) 児童理解

- 平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- 定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。なお、アンケ

ートについては、保存年限を守り、その内容についても児童がいじめへの認識を深めるとともに実情を記入しやすいものとなるように作成します。

### (3) 相談体制の充実

- 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

### (4) 校外相談機関との連携

- 教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談「いじめ・体罰・こども安全ホットライン」(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

## 8. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

### (1) いじめの事実関係の把握

- いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- 対象児童や関係児童、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有して組織的に対応します。

### (2) いじめの指導

- いじめた児童生徒には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- 関係児童生徒などの問題にとどめず、関係児童生徒などのプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- 児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- 状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- 指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

## 9. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月の間継続していること。

### ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて導いていきます。

## 10. 特別な支援を必要とする児童への対応

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

## 11. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関する問題について児童自身が向き合い、安全で適切な使い方をしていこうとする意識を高め、教員や保護者とも連携して使い方のルールを定めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 12. 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。

また、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめ問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

## 13. 保護者・地域との連携

- P T A、ふれあい懇話会、おんぶっ子応援団、学校運営協議会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- P T Aや地域の会合等で、学校がいじめの問題への取組について情報を発信します。
- 児童、保護者、地域が一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組めます。

## 14. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

## 15. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態と判断した場合、教育委員会を通じて神戸市長へ、事態発生について報告します。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

## (2) 調査結果の報告

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

## 16. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、小部小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。

平成26年4月 制定  
平成29年3月 改訂  
平成30年3月 改訂  
令和2年6月 改訂  
令和3年4月 改訂  
令和4年4月 改訂  
令和5年4月 改訂  
令和6年4月 改訂  
令和7年4月 改訂  
令和8年4月 改訂（今回）